

パブリックコメント(意見募集)実施要領

1. 市民参加手続きのテーマ

石狩市証明等手数料条例の一部改正について

2. 意見の提出先

石狩市役所 環境市民部 広聴・市民生活課

〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30-2

Tel:0133-72- 3191 Fax:0133-72-3199

[E-Mail : seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp](mailto:seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp)

3. 意見の提出方法

文書持参、郵送、ファクス、E メール、音声ファイル、録音テープのいずれか
(氏名、住所、連絡先を明記)

4. 意見募集期間

令和6年 12 月 26 日(木)から令和7年1月 25 日(土)まで

5. 意見提出者の範囲

年齢・性別・居住地などの制限はなく、どなたでも提出できます

6. 意見の検討結果の公表

令和7年2月中に公表予定

7. 市の原案

添付資料のとおり

8. 原案の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴う審査対象の変更に合わせるほか、同法等に基づき行っている手続きについて、受益者負担の公平性を図る観点から必要な手数料の改定を行います。

石狩市証明等手数料条例の一部改正

1 背景

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）」において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)が改正になり令和 7 年 4 月 1 日に施行されることになりました。

2 改正の概要

（１）原則全ての建築物に省エネ基準への適合が義務付けられるため、住宅の手数料を新設します。また、当市の審査対象建築物の面積が 500 ㎡以下から 300 ㎡以下に改正されることから、面積区分を改正します。

（２）誘導仕様・計算併用法の新設

建築物エネルギー消費性能に新たな審査方法が出来たため手数料を新設します。

なお、この審査方法は低炭素建築物新築等計画も対象になります。

（３）適合認定手数料の削除

法第 41 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定制度が廃止されることに伴い手数料を削除します。

3 石狩市証明等手数料（案） . . . | | |----| | 別紙 | |----|

石狩市証明等手数料（案）

A 低炭素建築物新築計画認定手数料

	床面積	改定前	改定後
①住宅			
評価機関審査を受けた場合	150㎡以内	5,000円	5,000円
	改定前：150㎡超え、400㎡以内 改定後：150㎡超え、 300㎡以内	10,000円	10,000円
	400㎡超え、500㎡以内	17,000円	削除
誘導仕様基準	150㎡以内	17,000円	17,000円
	改定前：150㎡超え、400㎡以内 改定後：150㎡超え、 300㎡以内	31,000円	31,000円
	400㎡超え、500㎡以内	45,000円	削除
誘導仕様・計算併用法	150㎡以内	設定なし	25,000円
	150㎡超え、300㎡以内	設定なし	49,000円
標準計算法	150㎡以内	36,000円	36,000円
	改定前：150㎡超え、400㎡以内 改定後：150㎡超え、 300㎡以内	72,000円	72,000円
	400㎡超え、500㎡以内	101,000円	削除
②住宅部分を含まない建築物			
	床面積	改定前	改定後
判定機関審査を受けた場合	300㎡以内	10,000円	10,000円
	300㎡超え、500㎡以内	28,000円	削除
モデル建物法	300㎡以内	設定なし	92,000円
標準入力法	300㎡以内	251,000円	251,000円
	300㎡超え、500㎡以内	400,000円	削除

※変更の場合の手数料は、上記表の1/2の額

（上記の太字部分が変更箇所）

B 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

	床面積	認定申請		変更認定申請	
		改定前	改定後	改定前	改定後
①戸建て住宅					
仕様等・計算併用法	200㎡以内	設定なし	31,000円	設定なし	21,000円
	200㎡超え	設定なし	34,000円	設定なし	23,000円
標準計算法	200㎡以内	設定なし	40,000円	設定なし	25,000円
	200㎡超え	設定なし	43,000円	設定なし	27,000円
②戸建て住宅以外の住宅					
仕様等・計算併用法	300㎡以内	設定なし	56,000円	設定なし	36,000円
標準計算法	300㎡以内	設定なし	73,000円	設定なし	44,000円
③建築物の非住宅部分					
標準入力法	300㎡以内	228,000円	224,000円	121,000円	120,000円
	300㎡超え	284,000円	削除	153,000円	削除
モデル建物法	300㎡以内	90,000円	90,000円	52,000円	53,000円
	300㎡超え	113,000円	削除	67,000円	削除
限定用途（工場・倉庫等）	300㎡以内	14,000円	16,000円	14,000円	16,000円
	300㎡超え	21,000円	削除	21,000円	削除

（上記の太字部分が変更箇所）

C 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

	床面積	改定前	改定後
①戸建て住宅			
評価機関審査を受けた場合	200㎡以内	8,000円	11,000円
	200㎡超え	8,000円	11,000円
誘導仕様基準	200㎡以内	19,000円	24,000円
	200㎡超え	20,000円	25,000円
誘導仕様・計算併用法	200㎡以内	設定なし	31,000円
	200㎡超え	設定なし	34,000円
性能基準	200㎡以内	35,000円	40,000円
	200㎡超え	39,000円	43,000円
②共同住宅			
評価機関審査を受けた場合	300㎡以内	12,000円	16,000円
	300㎡超え	22,000円	削除
誘導仕様基準	300㎡以内	33,000円	38,000円
	300㎡超え	55,000円	削除
誘導仕様・計算併用法	300㎡以内	設定なし	56,000円
性能基準	300㎡以内	68,000円	73,000円
	300㎡超え	112,000円	削除
③非住宅建築物			
判定機関審査を受けた場合	300㎡以内	12,000円	16,000円
	300㎡超え	28,000円	削除
標準入力法・主要室入力法	300㎡以内	218,000円	224,000円
	300㎡超え	350,000円	削除
モデル建物法	300㎡以内	85,000円	90,000円
	300㎡超え	141,000円	削除
④時期の変更、資金計画の変更		1件につき 900円	1,000円

※変更の場合の手数料は、上記表の1/2の額

D 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定手数料

- ・認定制度が廃止されるに伴い手数料を削除します。

(上記の太字部分が変更箇所)